

精神障害者の所得保障の拡充を求める意見書

障害者基本法は、第２条で、身体障害、知的障害、精神障害がある者を「障害者」と定め、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進し、障害者の福祉を増進することを目的としています。そして、障害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と基本理念でうたっています。また、障害者自立支援法では、身体障害、知的障害、精神障害は、障害の種類にかかわらず障害者の自立支援を目的とした福祉サービスは共通の制度により提供する三障害一元化がうたわれました。

しかしながら、精神障害者のための諸施策は、これまで医療施策を中心として行われてきたため、福祉施策は他の二障害に比較して大きく立ち遅れ、所得保障や経済的支援強化の必要が叫ばれながらいまだ具体的な前進がはかれていません。

地方自治体が精神障害者のための経済的支援を実施するための財政支援も乏しく、障害者基本法の目的や基本理念が促進されていません。

よって、新宿区議会は、地方自治体が心身障害者手当を精神障害者に適用拡大するために国が財源措置を講じるよう要望するものです。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成２１年１２月７日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて